

平成 28 年度放射線対策の取組状況

1 放射線対策の経緯

(1) 空間放射線量の測定及び除染対策

公共施設において、定期的に空間放射線量の測定を継続している。

平成 28 年度は、福島第一原子力発電所の事故から 5 年が経過し、測定値が低下し、安定してきている中、国や埼玉県において放射線対策について見直しの動きが見られたため、市においても平成 28 年 7 月に新座市放射線対策本部を開催し、空間放射線量の測定頻度や測定項目の見直しを行った（次表参照）。

見直し前		見直し後
<p>①週 3 日(1 日 2 回) 測定</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測定箇所</p> <p>市内 5 地点(小学校 5 校)</p> <p>※ 対象の小学校 5 校は②の測定対象(38 施設)にも含まれている。</p>	⇒	<p>①週 3 日(1 日 2 回) 測定⇒廃止</p>
<p>②月 1 回測定</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測定箇所</p> <p>公共施設(38 施設)</p> <p>公園、市立保育園、市立小・中学校等</p> <p>民間幼稚園・法人保育園(17 園)</p> <p>民間農地(6 か所)</p>	⇒	<p>②6 か月に 1 回測定に変更</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測定箇所</p> <p>公共施設(38 施設)</p> <p>公園、市立保育園、市立小・中学校等</p> <p>民間幼稚園・法人保育園(17 園)</p> <p>※ 民間農地の測定は平成 28 年 9 月末で廃止</p>
<p>③3 か月に 1 回測定</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測定箇所</p> <p>汚染土壌除染箇所(47 施設 181 地点)</p> <p>汚染土壌埋設場所(27 施設 33 地点)</p>	⇒	<p>③6 か月に 1 回の測定に変更</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測定箇所</p> <p>汚染土壌埋設場所(27 施設 33 地点)</p> <p>※ 汚染土壌除染箇所の測定は平成 28 年 9 月末で廃止</p>

(2) 放射性物質検査

市立小・中学校及び保育園の給食食材及び提供給食、水道水、井戸水等の放射性物質の検査を継続している。

平成 28 年度は、福島第一原子力発電所の事故から 5 年が経過し、測定値が低下し、安定してきている中、国や埼玉県において放射線対策について見直しの動きが見られたため、市においても新座市放射線対策本部の決定により、簡易測定器による測定の廃止並びに市立保育園及び市立小・中学校における給食の委託検査の頻度の見直しを行った（次表参照）。

見直し前		見直し後
①市内産農産物 簡易測定器による検査	⇒	①市内産農産物⇒廃止
②市立保育園給食（6園） 簡易測定器による検査 ・ 食材検査（各園3か月ごとに実施） ・ 2食分検査（各園3か月ごとに実施） 委託検査 ・ 1週間分検査（各園1か月半ごとに実施）	⇒	②市立保育園（6園） 簡易測定器による検査⇒平成28年9月末で廃止 委託検査 ・ 1週間分検査（各園3か月ごとの実施に変更）
③市立小・中学校給食（23校） 簡易測定器による検査 ・ 食材検査（各校年3～4回実施） ・ 1食分検査（各校年1～2回実施） 委託検査 ・ 1週間分検査（各校年3～4回実施（概ね3か月ごと））	⇒	③市立小・中学校給食（23校） 簡易測定器による検査⇒平成28年10月末で廃止 委託検査（変更なし） ・ 1週間分検査（各校3～4回実施（概ね3か月ごと））

2 各放射線対策の取組

(1) 放射線測定機器の貸出し【環境対策課】

貸出件数は、9件であった。

※ 平成23年12月2日から貸出し（1日間。休日を除く。）を開始

※ 平成24年3月10日から休日の貸出し（年末年始を除く。）を開始

※ 平成24年5月1日から貸出期間を2日間に延長

※ 平成26年6月4日から貸出期間を5日間に延長

(2) 放射性物質の検査について

ア 保育園給食検査【子育て支援課】

(ア) 食材検査

検査回数	検体数
12	24

使用頻度が高く、かつ、使用量が多い食材を中心に、市が保有する簡易測定器による検査を平成24年3月から継続して実施してきたが、平成28年9月末で終了した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

(イ) 2食分検査

検査回数	検体数(食)
12	12(24)

保育園給食で実際に提供した給食（牛乳を含む。）の2食分を1検体

とし、市が保有する簡易測定器による検査を平成24年3月から継続して実施してきたが、平成28年9月末で終了した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

(ウ) 1週間分検査

検査回数	検体数(食)
18	36(216)

保育園給食で実際に提供した給食(牛乳を含む。)の1週間(原則6食分)を1検体とし、外部検査機関による検査を平成24年5月から継続して実施してきたが、平成28年10月から測定頻度の見直し(各園3か月ごとの実施に変更)を行った。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

イ 学校給食検査【学務課】

(ア) 食材検査

検査回数	検体数
11	42

使用頻度が高く、かつ、使用量が多い食材を中心に、市が保有する簡易測定器による検査を平成24年2月から継続して実施してきたが、平成28年10月末で終了した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

(イ) 1食分検査

検査回数	検体数
11	22

学校給食で実際に提供した給食(牛乳を含む。)の1食分について、市が保有する簡易測定器による検査を平成24年2月から継続して実施してきたが、平成28年10月末で終了した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

(ウ) 1週間分検査

検査回数	検体数(食)
22	88(438)

学校給食で実際に提供した給食(牛乳を含む。)の1週間(原則5食分)を1検体とし、外部検査機関による検査を平成24年3月から継続して実施している(検査頻度の変更はなし)。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

ウ 市内産農産物検査【経済振興課】

検査回数	検体数
32	49

市が保有する簡易測定器による検査を平成24年1月25日から継続して実施してきたが、平成28年9月末で終了した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

エ 市内事業所が製造する食品の検査【経済振興課】

検査回数	検体数
36	36

市内において、食品の製造及び加工を行う事業者及び小学校就学前の園児に給食を提供する事業者を対象として市保有機器の貸出しを平成24年1月から継続して実施している。

オ 井戸水の検査【水道業務課】

「新座の元気森透水」製造のための取水井である西堀4号井戸の井戸水について、外部検査機関による検査を平成23年5月6日から継続して実施しており、9月9日に検査を実施した。

検査結果は不検出であった。

カ 水道水の検査【水道施設課】

浄水場及び給水場4か所（西堀浄水場・野火止浄水場・片山浄水場・新座団地給水場）の蛇口から出る水道水について、厚生労働省の指針に基づき、外部検査機関による検査を平成23年9月から継続して行っており、現在は3か月に1回実施している（平成27年3月までは月1回）。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

キ 発生汚泥の検査【水道施設課】

西堀浄水場における浄水処理に伴って発生する汚泥（特定産業廃棄物）について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、外部検査機関による検査を平成23年10月から継続して年2回実施しており、8月及び2月に検査を実施した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

ク ヒマワリの種の検査【観光推進課】

市内のボランティア等との協働による福島県の復興支援の一環として、本多の森お花畑（総合運動公園内）において油糧用ヒマワリを栽培し、採取し

た種を福島県にあるNPO法人に寄付する活動を行っており、その種について、外部検査機関による検査を10月に実施した。

検査結果は、不検出であった。

3 放射線対策に係る費用

		金額	備考
放射性物質検査委託料	給食・給食食材	1,032,912円	小・中学校23校、保育園6園
	水道水・発生汚泥	291,600円	西堀浄水場、野火止浄水場、片山浄水場、新座団地給水場
	井戸水	16,200円	西堀4号井戸水
	その他	8,000円	本多の森お花畑において栽培したヒマワリから採取した種
放射性物質検査消耗品・備品		491円	ビニール袋
給食食材費等		131,454円	給食食材、給食費負担金
放射線量測定器校正点検		324,000円	
合計		1,804,657円	

【参考】

1 市が管理する施設の対策基準値の考え方について

埼玉県において自然界（宇宙及び大地）から受ける放射線量は、福島第一原子力発電所の事故前（平成21年4月から平成22年3月まで）は、年間0.295ミリシーベルトとされている（埼玉県ホームページ）。

これに、国際放射線防護委員会（ICRP）が放射線管理の基準としている一般人が平常時に浴びる放射線年間1ミリシーベルト（自然放射線及び医療放射線を除く。）を加えた年間1.295ミリシーベルトを基に、この値を時間当たり換算した毎時0.246マイクロシーベルトを、市が管理する施設の対策基準値とした。

【算出根拠】

1日の生活を、屋外で8時間、屋内で16時間過ごすものとし、屋内の放射線量は、屋外の数値に0.4を乗じた値とする。

$$0.246 \times 8 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} + 0.246 \times 0.4 \times 16 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \\ = 1,292.976 \text{ マイクロシーベルト} = \text{およそ } 1.29 \text{ ミリシーベルト}$$

国が除染の目安としている値は、周辺と比べ毎時1マイクロシーベルト以上高い値（地表から100センチメートル）であり、本市の施設の対策基準値である毎時0.246マイクロシーベルト（地表から5センチメートル）は、より厳しい基準となっている。

2 食品に含まれる放射性物質の基準値について

放射性セシウムの暫定規制値※1
(平成 24 年 3 月 31 日まで)

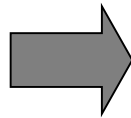
(単位: ベクレル/kg)

食品群	暫定規制値 (放射性セシウム)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

放射性セシウムの基準値※2
(平成 24 年 4 月 1 日から)

(単位: ベクレル/kg)

食品群	基準値 (放射性セシウム)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	
一般食品	100



※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

3 土壌に含まれる放射性物質について

現在のところ、一般の土壌に含まれる放射性物質に関する基準値は示されていないが、平成 23 年 4 月 8 日に原子力災害対策本部において、稲の作付制限の上限値として土壌中放射性セシウム濃度 5,000 ベクレル/kg という値が示されていた。これは、水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標である 0.1 を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値 (500 ベクレル/kg) 以下となる値である。

しかし、この上限値をもって土壌中の放射性物質が 5,000 ベクレル/kg を超えた場合、健康被害が出るという値ではない。

4 東京電力株式会社に対する損害賠償請求状況について

本市においては、放射線対策に係る費用の損害賠償請求については、東京電力株式会社 (以下「東京電力」という。) が示す基準に基づき行っており、順次、東京電力が賠償すべき損害と認めた費用について賠償請求を行い、賠償金の支払を受けている。

今後についても、東京電力が示す基準に基づき、放射線対策に係る費用について損害賠償請求を行っていく。

【東京電力に対して損害賠償請求を行った費用一覧】

請求年月	請求項目	金額	内訳
平成 28 年 8 月 (同年 9 月に支払済み)	放射性物質検査 業務委託料	307,800 円	【平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月分】 井戸水 16,200 円 水道水 259,200 円 発生汚泥 32,400 円

<p>平成 28 年 2 月 (同年 6 月に支払済み)</p>	<p>空間放射線量の 測定に係る超過 勤務手当</p>	<p>490,797 円</p>	<p>【平成 23 年 3 月 11 日～12 月 31 日分】 勤務時間内に測定を行ったことにより生じた測定以外の業務の時間外勤務に対する超過勤務手当 環境対策課分 292,587 円 観光推進課分 16,102 円 道路課分 100,804 円 教育総務課分 81,304 円</p>
<p>合計</p>		<p>798,597 円</p>	